

議案第 27 号

公の施設の指定管理者の指定（鳥取県立東郷湖羽合臨海公園（引地地区を除く。））について

次のとおり地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 24 条の 2 第 3 項に規定する公の施設の指定管理者を指定することについて、同条第 6 項の規定により、本議会の議決を求める。

平成 30 年 11 月 28 日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 公の施設の名称 鳥取県立東郷湖羽合臨海公園（引地地区を除く。）
- 2 指 定 管 理 者 一般財団法人鳥取県観光事業団・株式会社チュウブ共同企業体
代表者 鳥取市相生町四丁目 4 1 1 番地
一般財団法人鳥取県観光事業団
理事長 衣 笠 克 則
東伯郡琴浦町大字逢束 1 0 6 1 番地 6
株式会社チュウブ
代表取締役社長 小 柴 雅 央
- 3 指 定 の 期 間 平成 31 年 4 月 1 日から平成 36 年 3 月 31 日まで
- 4 理 由 東郷湖羽合臨海公園（引地地区を除く。）の管理業務を効果的かつ効率的に行うため、一般財団法人鳥取県観光事業団・株式会社チュウブ共同企業体を指定管理者として指定しようとするものである。